

## 国民経済計算次回基準改定に関する研究会

### 第5回 議事要旨

1. 日時：平成25年9月12日（金）10:00～12:00

2. 場所：合同庁舎4号館1214会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、  
宮川学習院大学教授

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、池田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

杉田経済社会総合研究所所長、道上総括政策研究官、丸山国民経済計算部長、  
二村国民経済計算部企画調査課長、今井国民経済計算部国民生産課長、  
渡辺国民経済計算部国民資産課長、多田国民経済計算部企画調査課課長補佐

4. 概要：

- 内閣府から、資料1～5に基づき、「土地改良（D10）」、「自然資源について資源リースの概念を導入（D16）」、「経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別（E14）」、「オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する（D06）」、「生産側及び分配側の四半期速報の開発・導入（QNAの整備）に向けて」、について説明した後、適宜意見交換を行った。概要は後述の通り。

（土地改良）

- 土地改良を貸借対照表において可能な場合は土地とは別個の生産資産に位置付けるという2008SNAの勧告については、①土地改良があった土地とない土地で一方は固定資本減耗があり、もう一方はないという点、②土地改良の耐用年数を超えたら改良前の土地に戻るのかという点、③改良された土地については資源リースの対象にならないというのは整合性がないという点、で疑問があり、改良された土地の耐用年数が長いという実態を踏まえれば、土地資産に含めることが適当という意見があった。
- これに対して、①土地造成については、通常の会計期間で考えれば生産されたものであることは間違いないこと、②人間が手を加えた部分である土地改良については生産に参与すると位置付ける方が自然であること、③改良された土地（海上空港等）はメンテナンスなくそのまま放置すれば生産資産としての価値や有効性は失われていくと考えられることから、土地改良は貸借対照表において、土地とは別個の生産資産として記録することが適当との意見があった。また、大規模な造成等で、耐用年数が経過しても価値が

残るといのは、歴史的建造物など他の例でもありうることであり、その場合は他の資産項目に振り替わるという点で問題はないとの意見もあった。

⇒事務局からは、事務局案において土地改良として残るとしているうちの大宗は土地造成であるが、改良された土地は、売るときは「土地」として売られるものであり、これを購入側からの基礎統計からは土地部分と改良部分を分けることができないので、制度部門別の推計は不可能であるとの説明を行った。

⇒これに対しては、土地改良以外でも既存資産の取引は観察できていない場合が多く、資産は複合財（住宅と土地を買う際に、改良部分だけ買わないということとはできない）であるので、資産全体の所有権が移転した時に、改良部分についても制度部門が移ったという記録をするべき、との意見があった。

- 土地改良の範囲については、1993SNAでも堤防等は「土地改良の目的のためのもの」だけを土地改良に位置付けるといったものだったので、現行JSNAは土地改良の範囲を広くとらえていると考える。次回基準改定においては、海岸に加えて、農業土木や治山について、データの制約や事業の性質上、それらの全てを「その他構築物」に分類することは望ましい。その結果、土地改良として残るのは大規模な土地造成のみとなると考える。
- JSNAでは、住宅の土地造成のうち大規模な事業の多くは、住宅そのものの価値に含まれていると考えるが、住宅と分離して行われたようなものは土地造成として記録すべき。

以上を踏まえ、座長より、以下の取りまとめがあった。

- ① まず、現行JSNAで土地改良と位置付けているもののうち、農業土木等の少なくとも一部について、その範囲を精査の上、「その他の構築物」に移管する。
- ② また、ストック勘定において、土地改良について改良前の土地資産と区別し固定資産として位置付けるか否かについては、土地改良の耐用年数を考慮に入れながら、引き続き検討を行っていく。

#### （資源リース）

- 資料2の3ページ参考の基準を踏まえると、日本の土地の賃貸借取引の実態は、資源リースとは言えない場合が多いと考えるが、現行JSNAと同様、賃貸料を財産所得に位置付けるという点については問題ない。

以上を踏まえ、座長より、以下の取りまとめがあった。

- ① 土地の賃貸借は、「資源リース」と位置付けるかはともかく、その賃貸料は、引き続き財産所得として計上する。
- ② 電波周波数帯域については、将来的に、電波オークション制度が導入されるような場合には、その取扱いを検討する。

### (経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別)

- 事務局資料にある課題の整理や対応する場合の推計の考え方については合理的なものとする。ただし、基礎統計の制約があるということは理解できる一方で、「民間企業投資・除却調査」では企業会計上のフィナンシャル・リースの規模を把握することができるので、全体との差額としてオペレーティング・リースの規模を求めるなど、丁寧なアプローチを継続して検討していただきたい。
- 本勧告に対応するには、フロー側の基礎統計において、リースの区別をつけることがスタートとなるので、ストックや FISIM を含めた推計は現状困難であると理解する。こうした状況を踏まえると、長年の課題となつてはいるが、JSNA としての対応は、基礎データの蓄積を待ってからではできないと考える。
- 一方、将来的には対応することを中長期的な目標に置いて、データの蓄積に備えて、現状利用可能なデータから試算を継続していくことが肝要。

以上を踏まえ、座長より、以下の取りまとめがあった。

- ・ 現状では、JSNA の実物勘定において、2008SNA で求めるリースの区分に対応するには、基礎資料上の制約が大きいため、次回基準改定では対応を見送ることとし、基礎統計の状況を見極めながら、将来の基準改定において対応の在り方を検討する。

### (オリジナルとコピーを別個の生産物として認識する)

- ライセンスの形態によって区別するのは難しいことを考えると、1年以上使用されるものは固定資本形成として扱うという対応が精一杯なのではないか、
- 現行 JSNA では業務用パッケージソフトウェアの産出を中間消費とするか固定資本形成とするかについて、生産に1年以上使用されるかどうかで分けている、との記述があるが、産業連関表では異なる扱いをしていたように思われるので確認をすべき。

以上を踏まえ、座長より、以下の取りまとめがあった。

- ① 現行 JSNA でもソフトウェアの扱いを中心に本勧告には一部対応済と整理され、この扱いを継続する。
- ② 一方、コピーについて、ライセンスの契約形態に応じて中間消費か固定資本形成かに区分するという勧告については、基礎資料の制約から対応を見送るが、一般的に1年以上使用されているものが固定資本形成として扱われていることから一部対応済みと整理する。

### (生産側及び分配側の四半期速報の開発・導入 (QNA の整備))

- 四半期推計において三面アプローチで計数を公表することの意義の一つは、これらの相互比較により推計方法改善へつなげることである。最終的には、SUT (供給・使用表) のフ

レームワークの中で支出側と生産側との整合性をとるために、生産 GDP について名目値の作成は重要と考える。作業負担の問題はあるが、理論的には実質中間投入比率 ( $a_{ij}$ ) を一定として、デフレーターは各種物価指数を使えば名目値を作ることはできると考える。  
⇒事務局より、①最終的には四半期でも三面の名目値があり、SUT でバランスというのが理想であるが、それまでにやるべきことは多く、生産面についてはまずは実質値で推計精度を向上させることを優先したい、②御指摘の名目値の作成方法については、長期的には検討したいが、今の時点でいつのタイミングでとは申し上げられない、といった旨を回答。

- 生産側の推計について、年次推計と方法が異なること自体はやむを得ない。一方、経済活動分類の表章については、経済活動別と制度部門別は別の概念であり、本来一つの表では表せない<sup>1</sup>。年次推計も含めた検討となるが、ある時点で両者の関係を整理すべき。また、サービス業については細分化できればありがたい。
- ユーザーの立場からは、例えば生産側について月次で出せないかなどといった要望も考えられる。

なお、オブザーバーから以下の意見があった。

- ユーザーの立場からすると、サービス業を含む産業別の計数や、可処分所得、貯蓄率等が四半期で得られるということは高く評価でき、実現を期待する。一方、支出、生産、分配それぞれの計数に差があった場合に、どう解釈すべきかということも合わせて示してほしい。リビジョンスタディを行う際に過去の計数の乖離の理由も検討し、四半期推計の改善を図ってほしい。供給・使用表によるバランスも重要であり、これがいつ頃実現するのかも示してほしい。季節調整系列を公表するのであれば、長期の系列が必要かと思うが、その方向で進めていただきたい。

以上を踏まえ、座長より「生産側及び分配側の四半期速報の開発・導入 (QNA の整備)」について、事務局案の方向で開発を進め、その結果については来年前半に予定されている本研究会で再度検討するとの取りまとめがあった。

#### (次回以降の予定等)

- 事務局より、資料 6 に基づき、第 6 回会合は、10 月 18 日 (金) 15:00~17:00 に開催し、年明け以降に第 7 回~第 10 回を開催していく旨の説明があった。

( 上 )

<sup>1</sup> 現行の国民経済計算年報主要系列表 3 (経済活動別国内総生産) 等では、経済活動別分類において、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が含まれている。